

平成26年(第10回)有田川スポーツ賞候補者の推薦について

スポーツ振興並びに奨励と向上を図るために、スポーツに優秀な成績を収めた個人または団体にスポーツ賞を贈り表彰します。次の選考基準に基づき、該当者について各種団体などからの推薦をお願いいたします。

●選考基準

【スポーツ顕彰】

国際大会において入賞した者および国内のスポーツ大会において特に優秀な成績を挙げた者

【スポーツ賞】

「全日本」など、全国規模を表す語句を冠する大会で、第1位から第3位までの成績を挙げた者

【スポーツ奨励賞】

「全日本」など、全国規模を表す語句を冠する大会で入賞した者、および、「近畿」「関西」など、相当な規模であることを表す語句を冠する大会で第1位から第3位までの成績を挙げた者

【スポーツ努力賞】

県大会で第1位の成績を挙げた者

【スポーツジュニア賞】

小学生以下の者を出場者とする「全日本」など、全国規模を表す語句を冠する大会で入賞した者、および、「近畿」「関西」など、相当な規模であることを表す語句を冠す

る大会で第1位から第3位までの成績を挙げた者および県大会で第1位の成績を挙げた者

●対象者

次のいずれかに該当する者

- ① 町内に在住する者
- ② 町内に所在する団体
- ③ 町出身の社会人または大学生およびこれらに準ずる学生
- ④ 町外の出身で町内の学校に在学する学生、相当の成績を収めた者

●授賞の対象期間

平成26年1月1日より平成26年12月31日までとし、個人または団体の当該年最高の成績を対象とする。

●推薦期限

平成27年1月16日(金)までに推薦してください。

●表彰式

平成27年3月7日(土)を予定しています。

■問い合わせ／金屋庁舎社会教育課



11月・12月は『合同滞納整理強化月間』です

町税は、まちづくりを支える大切な財源です。町では、納期内に納付された方との公平を保ち、滞納の解消を図るために、県、和歌山地方税回収機構と合同で、11月・12月を合同滞納整理強化月間として、税込確保に取り組みます。

税金を滞納すると、本来納めるべき税金の他に延滞金を納付しなければなりません。滞納したまま放置すると、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく、給与や不動産など財産の差押えや、公売などの滞納処分を受けることとなりますので、納期内に納税してください。

また、何らかの事情で納付できない方は、納付方法等についてご相談ください。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課

